

震災復興情報



皆さんに
伝えたい情報



必要な手続き
はお早めに



困り事は
気軽に相談を



内容を確認の
上、応募を



お楽しみ
イベント

お知らせ

バス(石巻市内仮設住宅循環線)に関するお知らせ

●9月3日から袋谷地東公園バス停を設置するとともに、一部運行時間を変更しました

【大橋通り先回り】

番号	バス停箇所	時間		
		第1便	第2便	第3便
1	石巻駅前	8:15	12:00	15:50
2	中央三丁目	8:20	12:05	15:55
3	住吉町	8:21	12:06	15:56
4	石巻営業所	8:22	12:07	15:57
5	大橋通り	8:24	12:09	15:59
6	水明郵便局	8:25	12:10	16:00
7	袋谷地東公園	8:28	12:13	16:03
8	袋谷地北公園	8:31	12:16	16:06
9	消防本部前	8:33	12:18	16:08
10	開北橋	8:35	12:20	16:10
11	商業高校入口	8:36	12:21	16:11
12	ルネッサンス館	8:42	12:27	16:17
13	開成公園中央	8:43	12:28	16:18
14	開成公園南	8:44	12:29	16:19
15	総合運動公園前	8:45	12:30	16:20
16	南境大塚	8:48	12:33	16:23
17	日赤病院	8:54	12:39	16:29
18	日赤病院入口	8:55	12:40	16:30
19	向陽町五丁目	8:57	12:42	16:32
20	向陽町三丁目	8:58	12:43	16:33
21	向陽町入口	8:59	12:44	16:34
22	蛇田	9:00	12:45	16:35
23	丸井戸	9:01	12:46	16:36
24	新橋	9:02	12:47	16:37
25	清水町二丁目	9:03	12:48	16:38
26	田道町二丁目	9:04	12:49	16:39
27	田道町一丁目	9:05	12:50	16:40
28	石巻駅前	9:08	12:53	16:43
運行時間計		53分		

大橋通り先回り第3便は、石巻駅 18時30分発から15時50分発に変更していますのでご注意ください。

【蛇田先回り】の運行時間は

	第1便	第2便	第3便
石巻駅前	6:55発	13:30発	17:00発
	7:50着	14:25着	17:55着

※バス停新設により、運行時間に若干変動があります。



運行主体 (株)ミヤコーバス

運行形態

- ・平日運行 (土日、祝日、年末年始は運休)
- ・運賃 一律100円 (小学生以下50円)

問 (株)ミヤコーバス石巻営業所 ☎22-4161 市総合政策課(内線4217)

お知らせ

応急仮設住宅の供与期間の延長

県内に整備したプレハブ仮設住宅および民間賃貸住宅の借り上げによる入居期間が1年間延長になりました。民間賃貸住宅の借り上げについては、契約期間の終りに合わせて、随時入居者の方および貸主の方をはじめ、不動産関係事業者の方へ県からご案内します。

なお、再契約に関するお問い合わせ先は、「宮城県応急仮設住宅契約事務センター」☎022-745-0565(平日午前8時30分～午後5時15分)となります。※プレハブ仮設住宅は、手続き方法が決定次第、入居者の方にお知らせします。

問 宮城県震災援護室(☎022-211-3257) 市被災市民生活支援課(内線3957)

相談

無料経営相談会

震災復興に向けた相談や会社経営者・個人事業者の皆さんの課題解決のため、専門家による無料相談会を実施します。事業経営に関するあらゆる問題に対応します。お気軽にご相談ください。(相談無料・秘密厳守)

とき 24日(月) 午前10時～正午 午後1時～3時
 ところ 石巻ルネッサンス館1階アドバイザールーム 申込期限 21日(金)午前10時
 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。
 申・問 石巻産業創造(株) 〒986-0032 石巻市開成1-35 ☎92-1313・FAX93-9397 市産業推進課(内線3544)

手続き

平成23年台風15号災害被災者生活再建支援制度の手続きはお済みですか

平成23年台風第15号災害による被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限は10月19日(金)です。お早めの手続きをお願いします。

支給の対象 石巻市に居住の世帯で、平成23年台風第15号により

- ・住宅が全壊した世帯
 - ・住宅が大規模半壊した世帯
 - ・住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ※東日本大震災で住宅が大規模半壊以上の被害を受け、住宅の修理後に再び台風第15号で大規模半壊以上の被害を受けた場合は対象となります。

支援金の支給額

支給額は住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額になります。

- ①基礎支援金 ・全壊(100万円) ・解体(100万円) ・大規模半壊(50万円)
 - ②加算支援金 ・建設購入(200万円) ・補修(100万円) ・賃借(50万円)
- ※世帯人数が1人の場合は、各該当する金額の4分の3の額になります。

手続き

国保・後期高齢者医療費自己負担額および介護保険サービス利用者負担額の免除期間の延長

東日本大震災で被災された国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の被保険者の方で医療機関の窓口負担または、介護保険サービスの利用者負担が免除されている方について、10月以降も引き続き免除となります。

免除期間 平成25年3月31日まで

これまでお使いの免除証明書については、9月末をもって使用できなくなります。10月以降使用する免除証明書については、9月末までに郵送しますので、現在お使いの証明書と交換し、適切に使用するようお願いいたします。

なお、更新等の手続きは必要ありません。

※現在お使いの免除証明書については、10月以降、保険年金課・介護保険課・各総合支所窓口・各支所へ返還願います。

◎その他の医療保険に加入の方

加入している医療保険により、免除の取り扱いが異なりますので、加入先の保険者へお問い合わせください。

問 (国保・後期)保険年金課(内線2343・2345・2349)
 (介護)介護保険課(内線2442・2439)

お知らせ

中小企業復旧支援事業補助金交付制度(第2回)

震災により直接被害を受けた中小企業者を支援するため、被災した施設および設備の復旧に要する経費の一部を補助します。なお、今年度は新たに鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、サービス業(医療、福祉※)を補助対象業種に加えました。

※医療法人および社会福祉法人を除きます。

受付期間 10月1日(月)～19日(金)

補助対象者

- ①市内で事業を営んでいる鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業、運輸業、製造業、サービス業(一部)を営む方(個人事業者にあつては、東日本大震災時に市内に居住していた方)
- ②施設が全壊またはそれに準じる大規模な被害を受けた方
- ③市内で事業を再開または継続する方
- ④東日本大震災以前の市税および国民健康保険税を完納している方
- ⑤国・県等が実施する東日本大震災における施設設備関連の復旧等の補助金を受けていない方
- ⑥平成25年3月31日までに復旧を完了し、実績報告を提出できる方(既に施設および設備の復旧を終えている場合も可)等

補助対象工事

- ①被災した施設の修復、建替に要する経費(住宅と施設が一体となっている場合は、施設に係る部分のみ)
 - ②被災した設備の修繕または入替に要する経費(原則として、施設に付随する設備であつて、事業の再開に供するもの)
- ※他に貸与することを目的とする施設(アパート、貸事務所等)は除きます。

補助金の額

施設および設備の復旧に要した経費(20万円以上。消費税額および地方消費税額を除く)の1/2以内(限度額100万円)

申・問 商工観光課(内線3524)

申請期限は10月19日(金)です。お早めの手続きをお願いします。

- 必要書類 ①基礎支援金 ・支給申請書(台風15号用) ・り災証明書
 ・預金通帳の写し(申請者の名義、銀行名、支店名、預金種目、口座番号の記載があるもの)
 ・半壊または大規模半壊のり災証明を受け、住宅を解体した場合は「滅失登記簿謄本」
 ・敷地被害により住宅を解体した場合は、敷地被害を証明する書類(敷地補修工事の契約書の写し等)

※市内に住民登録のない方は、居住地の住民票謄本が必要です。

②加算支援金 ・住宅を建設、購入、賃借および補修するときの契約書等の写し

受付場所 市役所3階被災市民生活支援課、各総合支所

受付時間 午前8時30分～午後5時

- 申請期限 ①基礎支援金 平成24年10月19日(金)
 ②加算支援金 平成26年10月20日(月)

問 被災市民生活支援課(内線3957)